

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 重加算税の賦課基準を公表

Q : 重加算税が賦課される基準が明らかにされ、仮装・隠ぺいの具体的な例示が公表されたと聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 国税庁から、重加算税等の賦課基準を定めた通達が公表されました。

【解説】

国税庁はこのほど、法人税をはじめ源泉所得税・申告所得税・相続贈与税・消費税の各税目に関する過少申告加算税・重加算税等の賦課基準等を定めた通達を制定、公表しました。

税務調査で各種の非違が把握された場合、意図的な仮装・隠ぺいによるものであれば重加算税が課されることとされていますが、今回公表された通達には、仮装・隠ぺい行為の具体的な例示が示されています。例えば、①いわゆる二重帳簿を作成する、②帳簿、契約書、請求書、領収書、P/S、B/Lなどの帳簿書類を破棄、隠匿する、③帳簿書類の改ざん、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀により虚偽もしくは架空の契約書、請求書、領収書の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装経理を行う、④損金算入、税額控除の要件とされる証明書等の改ざんを行っていることや虚偽の申請により書類の交付を受ける、⑤調査等の際の質問に対し、虚偽の答弁等を行ったり、相手先に虚偽の答弁をさせている等の事実関係を総合的に判断して申告時における隠ぺい・仮装が合理的に推認できる、といった共通の例示のほか、各税目ごとの行為も具体的に示されています。



KIMIYO・I